

さま  
様

していとくてい    しょうがいじ    そうだんし えんじゅうようじ こうせつめいしょ  
指定特定（障害児）相談支援重要事項説明書

もく    じ  
目    次

1. 事業所の概要    . . . . . p 1
2. 事業所の職員体制    . . . . . p 3
3. サービスの内容    . . . . . p 4
4. サービス利用料及び利用者負担    . . . . . p 5
5. サービス利用に関する留意事項    . . . . . p 9
6. 守秘義務    . . . . . p 10
7. 緊急時及び事故発生時の対応    . . . . . p 10
8. 相談及び苦情の受付窓口    . . . . . p 11
9. 法人の概要    . . . . . p 14

しゃかいふく しほうじんいちのせきししゃかいふくしきょうぎかい  
社会福祉法人一関市社会福祉協議会

いちのせきしょうがいしゃせいかつし えん  
一関障害者生活支援プラザ

とくてい しょうがいじ そうだんし えんじぎょうじゅうようじ こうせつめいしょ  
 特定 (障害児) 相談支援事業 重 要 事項説明書

1. 事業所の概要

|                                     |                                                                                                                     |                                                       |
|-------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|
| じぎょうしゃめい<br>事業者名                    | しゃかいふくしほうじんいちのせき し しゃかいふくしきょうぎかい<br>社会福祉法人一 関市社会福祉協議会                                                               |                                                       |
| じぎょうしょめい<br>事業所名                    | いちのせきしょうがいしゃせいかつし えん<br>一 関 障 害 者 生 活 支 援 プ ラ ザ                                                                     |                                                       |
| しょざいち<br>所在地                        | いわてけんいちのせきしじょうない ばん こう<br>岩手県一関市城内 1 番 3 6 号                                                                        |                                                       |
| でんわばんこう ふあつくすばんこう<br>電話番号／FAX 番号    | 0191-31-3533／0191-31-3534                                                                                           |                                                       |
| メールアドレス                             | i-plazachi3533@ichinoseki-shakyo.com                                                                                |                                                       |
| かんりしゃしめい<br>管理者氏名                   | こすが けいこ<br>小菅 恵子                                                                                                    |                                                       |
| ほうれいじゆんしゆせきにんしゃ<br>法令 遵 守 責 任 者     | じ む きょくちよう ち ば とし き<br>事 務 局 長 千 葉 敏 紀                                                                              |                                                       |
| サービスの種類<br>じぎょうしゃしていばんこう<br>事業者指定番号 | していとくていそうだんし えん<br>指定特定相談支援<br>0 3 3 0 9 0 0 0 3 6                                                                  | していしょうがいじそうだんし えん<br>指定障害児相談支援<br>0 3 7 0 9 0 0 0 7 8 |
| じぎょうかいしねんがつび<br>事業開始年月日             | へいせい ねん がつ にち<br>平成 2 5 年 4 月 1 日                                                                                   |                                                       |
| サービス提供地域<br>ていきょうちいき                | いちのせきしおよ ひらいずみちよう<br>一関市及び平泉町                                                                                       |                                                       |
| サービス提供日<br>ていきょうび                   | げつようび きんようび<br>月曜日～金曜日<br><br>ただし、こくみん しゅくじつ ねんまつねんし がつ にち がつ にち<br>ただし、国民の祝日と年末年始(12月29日～1月3日)は<br><br>のぞ<br>除きます。 |                                                       |
| サービス提供時間<br>ていきょうじかん                | ごぜん じ ごご じ<br>午前 9 時～午後 5 時。ただし、でんわ じょうじれんらく と<br>電話により常時連絡が取れ<br><br>る体制をとっています。                                   |                                                       |

事業の目的・運営方針

利用者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。

指定特定相談支援事業等の運営に当たっては、市町村、障害福祉サービス事業者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善、開発に努めるものとする。また、必要に応じピアカウンセラーによる当事者の立場に立った相談支援を行います。

指定特定相談支援事業等の実施に当たっては、利用者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立って、利用者等に提供される障害福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、中立公正に行います。

また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律やその他関係諸法令を順守し、事業を実施します。

## 2. 事業所の職員体制

| 職 名                                     | 資 格                           | 常 勤                    | 非常勤            | 計                      | 業務の内容                                                                  |
|-----------------------------------------|-------------------------------|------------------------|----------------|------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 所長(管理者)                                 | 主任介護支援<br>専門員 並びに<br>社会福祉士    | 1名                     |                | 1名                     | 職員の管理及び<br>業務の一元的<br>管理を行う。                                            |
| 相談支援専門員                                 | 相談支援専門員<br>(社会福祉士)<br>介護支援専門員 | 3名<br>(うち1名)<br>(うち1名) |                | 3名<br>(うち1名)<br>(うち1名) | サービス等利用<br>計画の作成を行う。                                                   |
| 相談支援員<br>兼<br>事務補助員                     |                               |                        | 1名             | 1名                     | 相談支援専門員<br>の助言・指導の<br>もと、サービス等<br>利用計画の作成<br>を行う。事業所内<br>の事務全般を<br>行う。 |
| ピア<br>カウンセラー<br>聴覚障がい<br>視覚障がい<br>肢体障がい |                               |                        | 1名<br>1名<br>1名 | 3名                     | 当事者の立場で<br>相談支援を行う。                                                    |

### 3. サービスの内容

#### (1) 地域の利用者等からの日常生活一般に関する相談（基本相談支援）

利用者の立場に立って懇切丁寧に 行うことを基本とし利用者等からの相談に応じ、  
障害福祉サービス等の利用が必要な場合は、提供方法等について理解しやすいよう  
説明を行うとともに、必要に応じて当事者相談員（ピアカウンセラー）による適切な  
支援を行います。

#### (2) 特定（障害児）相談支援

##### ア アセスメントの実施

利用者の心身の状況、環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて、  
利用者の希望する生活や利用者が自立した生活が営むことができるよう支援する  
うえで解決すべき課題の把握を行います。

アセスメントは利用者の居宅を訪問し、利用者や家族等に面接して行います。ま  
た、面接の趣旨を利用者や家族等に十分説明し理解を得ます。

##### イ サービス等利用計画案の作成

アセスメントに基づき、地域の障害福祉サービスが提供される体制を考慮し、  
もっとも適切な組み合わせを検討して、利用者や家族等の生活に対する意向、  
総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の  
目標及びその達成時期、福祉サービスの種類、内容、量並びに福祉サービス等を  
提供する上での留意事項等を記載します。

## ウ サービス担当者会議の開催

サービス等利用計画案で計画している福祉サービス等の担当者を集めて行う  
会議を開催して、サービス等利用計画案の内容について、担当者より専門的な見地  
から意見を聞きます。

## エ サービス等利用計画の作成

サービス利用計画案に記載した福祉サービス等について、法律で定めた介護  
給付費等に該当するかを区分しサービス等利用計画を利用者や家族等に説明し、  
文書により同意を得ます。

## オ 継続的なモニタリングの実施

利用者や家族、福祉サービス事業者等と連絡調整を継続的にを行い、また利用者  
の居宅を訪問し面接を行いその結果を記録します。  
また、必要に応じてサービス等利用計画の見直しを行い福祉サービス事業者等  
との連絡調整を行います。

## 4. サービス利用料及び利用者負担

### (1) サービス利用料

サービス利用料月額は下記のとおりとなります。ただし、障害者の日常生活及び  
社会生活を総合的に支援するための法律に基づく計画相談支援費等は、本事業所が  
代理受領いたしますので、利用者負担はありません。

ア 特定相談支援

特定相談支援のサービス利用料は下記のとおりとなります。

|                         | 利用料金（Ⅰ） | 利用料金（Ⅱ） |
|-------------------------|---------|---------|
| 機能強化型<br>サービス利用支援費（Ⅱ）   | 19,140円 | 7,320円  |
| 機能強化型継続<br>サービス利用支援費（Ⅱ） | 16,610円 | 6,060円  |

※ 相談支援専門員1人当たりの取扱件数（前6ヶ月間における平均値）が40人

以上である場合については、契約日が古いものから順に割り当て、40件目以上

になった方から利用料金Ⅱを算定します。

※ 機能強化型（Ⅱ）とは常勤かつ専従の相談支援専門員3名以上配置、利用者に関

する情報伝達目的の会議の定期的な開催、24時間の連絡・相談体制の確保、基幹

相談支援センター等から紹介された困難事例に計画相談支援を提供、基幹相談

支援センター等が実施する事例検討会への参加、サービス利用支援提供が1月間

において相談支援専門員1人当たり40件未満、新規採用の相談支援専門員に対して

相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施、

協議会に定期的に参画、基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化

の取組に参画している等の要件を満たしていることで算定可能となるものです。

## イ しょうがいじそうだんしえん 障害児相談支援

しょうがいじそうだんしえん りようりょう か き  
障害児相談支援のサービス利用料は下記のとおりとなります。

|                                                                    | りようりょうきん<br>利用料金（Ⅰ）    | りようりょうきん<br>利用料金（Ⅱ）   |
|--------------------------------------------------------------------|------------------------|-----------------------|
| きのうきょうかがたしょうがいじ<br>機能強化型障害児<br><br>しえんりょうえんじょひ<br>支援利用援助費（Ⅱ）       | 21,010 <sup>えん</sup> 円 | 8,150 <sup>えん</sup> 円 |
| きのうきょうかがたけいぞくしょうがいじ<br>機能強化型継続障害児<br><br>しえんりょうえんじょひ<br>支援利用援助費（Ⅱ） | 17,960 <sup>えん</sup> 円 | 6,620 <sup>えん</sup> 円 |

※ そうだんしえんせんもんいんひとり あ とりあつかいけんすう ぜん かげつかん へいきんち にん  
相談支援専門員1人当たりの取扱件数（前6ヶ月間における平均値）が40人

いじょう ばあい けいやくび ふる じゅん わ あ けんめいじょう  
以上である場合については、契約日が古いものから順に割り当て、40件目以上

になった方から利用料金Ⅱを算定します。

## ウ かさん 加算

| かさん<br>加算                            | かさんがく<br>加算額                                                | ないよう<br>内容                                                                                                                      |
|--------------------------------------|-------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| せいしんしょうがいしやしえんたいせいかさん<br>精神障害者支援体制加算 | (Ⅰ)600 <sup>えん</sup> 円<br>(Ⅱ)300 <sup>えん</sup> 円            | せいしんしょうがいしやしえん しょうがいとくせい しえんぎほう まな<br>精神障害者支援の障害特性と支援技法を学<br>ぶ研修等の修了者を配置、公表している<br>場合（Ⅱ）。さらに当該相談支援専門員により<br>計画相談支援を実施している場合（Ⅰ）。 |
| とくべつちいきかさん<br>特別地域加算                 | しょういたんいすう<br>所定単位数<br><br>の15/100                           | ちゅうさんかんちいき きょじゅう<br>中山間地域に居住されている者に対してサ<br>ービス提供する場合。                                                                           |
| りようしやふたんじょうげんかんりかさん<br>利用者負担上限管理加算   | 1,500 <sup>れん</sup> 円                                       | りようしやふたんがくごうけいがく かんり おこな ばあい<br>利用者負担額合計額の管理を行った場合。                                                                             |
| しよかいかさ<br>初回加算                       | しや<br>者3,000 <sup>れん</sup> 円<br>じ<br>児5,000 <sup>れん</sup> 円 | しんき けいかくさくせい おこな ばあい<br>新規に計画作成を行った場合。                                                                                          |

|                                                  |                                                                  |                                                                                                        |
|--------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| にゅういんじじょうほうれんけいかさん<br>入院時情報連携加算                  | (Ⅰ) 訪問<br>2,000円<br>(Ⅱ) 訪問以外<br>1,000円                           | にゅういんじ いりようきかん もと りようしゃじょうほう<br>入院時に医療機関が求める利用者情報を<br>にゅういんさきとう ていきょう ばあい<br>入院先等に提供した場合。              |
| たいいん・たいしょかさん<br>退院・退所加算                          | 2,000円                                                           | たいいん たいしょ たいしよせつとう じょうほうしゅうしゅう<br>退院・退所時に退所施設等から情報収集を<br>おこな けいかくさくせい ばあい<br>行い計画作成した場合。               |
| きょたくかいごしえんじぎょうしやうれんけいかさん しゃ<br>居宅介護支援事業所等連携加算(者) | じょうほうていきょう<br>情報提供<br>1,000円<br>ほうもん かいぎさんか<br>訪問・会議参加<br>3,000円 | かいごほけん いこうじ<br>介護保険への移行時にケアプラン作成に<br>きょうりよく ばあい<br>協力した場合。                                             |
| ほいく きょういくとういこうしえんかさん じ<br>保育・教育等移行支援加算(児)        | じょうほうていきょう<br>情報提供<br>1,000円<br>ほうもん かいぎさんか<br>訪問・会議参加<br>3,000円 | しんがく しゅうしよく ともな りようしゅうりようじ<br>進学・就職に伴いサービス利用終了時に<br>たきかん ひきつ おこな ばあい<br>他機関への引継ぎを行った場合。                |
| いりよう ほいく きょういくきかんとうれんけいかさん<br>医療・保育・教育機関等連携加算    | 1,000円                                                           | しょう とういがい きょういくきかんと<br>障がいサービス等以外の教育機関等から<br>じょうほうしゅうしゅう おこな けいかくさくせい ばあい<br>情報収集を行い計画作成した場合。          |
| しゅうちゅうし えんかさん<br>集中支援加算                          | ①~④ 3,000円<br>⑤ 1,500円                                           | たいしゅうつきが い ほうもん かいぎかいさい<br>モニタリング対象月以外の①訪問②会議開催<br>さんか つういんどうこう じょうほうていきょう ばあい<br>③参加、④通院同行⑤情報提供した場合。  |
| サービス担当者会議実施加算                                    | 1,000円                                                           | じ たんどうしゃかいぎ かいさい<br>モニタリング時にサービス担当者会議を開催<br>けいかくへんこうとう けんとう ばあい<br>し計画変更等の検討をした場合。                     |
| サービス提供時モニタリング加算                                  | 1,000円                                                           | じぎょうしやう ほうもん ていきょう<br>サービス事業所等を訪問し、サービス提供<br>ばめん かくにん きろく ばあい<br>場面を確認し記録した場合。                         |
| ちいきせいかつしえんきょてんとうそうだんきょうかさん<br>地域生活支援拠点等相談強化加算    | 7,000円                                                           | きんきゅうじ れんけい うけいれさき にゅうしやう<br>緊急時に連携する受け入れ先への入所等の<br>ちようせい おこなったばあい<br>調整を行った場合。                        |
| ちいきたいせいきょうかきやうどうし えんかさん<br>地域体制強化共同支援加算          | 20,000円                                                          | しえんこんなんじれいとう かだいけんとう つうじちいきかだい<br>支援困難事例等の課題検討を通じ地域課題の<br>めいかくか じょうほうきやうゆう おこなったばあい<br>明確化と情報共有を行った場合。 |

## (2) 交通費

サービス提供地域以外にサービス提供を行った場合は、サービス提供地域を超

えた地点から1 km あたり25円の利用者負担が発生します。

### (3) 領収書の発行について

利用者負担の費用について領収した場合、領収書を発行いたします。

### (4) 計画相談支援給付費、障害児相談支援費の通知について

本事業所は市町村より法定代理受領により計画相談支援給付費、障害児相談支援給付費の支給を受けた場合には、該当する利用者に対してその金額を通知します。

## 5. サービス利用に関する留意事項

### (1) 受給者証の確認について

受給者証の内容に変更があった場合は速やかに本事業所にお知らせください。また、本事業所が受給者証の確認をさせていただくことがありますので、その際はご提示ください。

### (2) サービス提供記録の管理、保存及び開示について

本事業所では、利用者に関するサービスの提供日時及び内容について記録しており適切に管理しており、サービス提供日より2年間保存します。

また、利用者や家族の求めに応じその内容を開示します。ただし、必要な複写料等の諸費用についてはご負担いただきます。

### (3) 身分証の携行

利用者が安心してサービスをうけることができるように、本事業所の相談支援専門員は常に身分を明らかにするものを携行しております。

初回訪問時や、利用者や家族から身分証の提示を求められた場合は提示いたします。

#### (4) 提供拒否の禁止

本事業所では、利用申し込みのあった利用者について原則として特定（障害児）相談支援サービスの提供拒否をしません。ただし、下記の場合は提供を拒否する場合があります。

ア 本事業所の人員から、利用申し込みに応じきれない場合

イ 利用申込者の居住地が本事業所のサービス提供地域以外である場合

ウ その他利用申し込み者に対して本事業所が適切な特定（障害児）相談支援の提供が困難な場合

#### (5) サービス提供困難時の対応

本事業所では、サービス提供が困難な場合、他の相談支援事業所を紹介するなど必要な措置を講じます。

### 6. 守秘義務

従業者が業務上知り得た利用者及びご家族の個人情報、正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、個人情報の使用提供、サービス担当者会議、医師の連絡会議など最小限とし、用いる場合は予め同意書で確認をとります。

なお、この守秘義務は従業者が退職後及び契約終了後も同様です。

### 7. 緊急時及び事故発生時の対応

サービス提供中に状態の変化または、事故などが発生した場合、事前の打ち合わせに従い、主治医、救急隊、親族、市町村などへ連絡して速やかに必要な措置を講じます。また、お客様に対する本事業所の特定（障害児）相談支援サービスに起因する賠償すべき事故が発生した場合は、所定の手続きのうえ損害賠償します。

|            |       |          |
|------------|-------|----------|
| 主 治 医      | 氏 名   |          |
|            | 医療機関名 |          |
|            | 所 在 地 |          |
|            | 電話番号  |          |
| 緊急連絡先<br>1 | 氏 名   | (つづきがら ) |
|            | 住 所   |          |
|            | 電話番号  |          |
| 緊急連絡先<br>2 | 氏 名   | (つづきがら ) |
|            | 住 所   |          |
|            | 電話番号  |          |

## 8. 相談及び苦情の受付窓口

(1) 事業所の相談窓口 事業所の相談・苦情受付窓口は下記のとおりです。

### 1) 苦情解決について

事業所の苦情受付、解決対応の窓口は下記の通りです。

|                             |                   |                  |
|-----------------------------|-------------------|------------------|
| くじょうとうしよりせきにんしゃ<br>苦情等処理責任者 | じむきょくちょう<br>事務局 長 | ちば としき<br>千葉 敏紀  |
| くじょうとうけつてたんとうしゃ<br>苦情等受付担当者 | かんりしゃ<br>管理者      | こすが けいこ<br>小菅 恵子 |

だいさんしゃいいん いしよく ちゅうりつこうせい たもちえんかつ くじょうかいけつ あ  
第三者委員を委嘱し中立公正を保ち円滑に苦情解決に当たります。

|                           |                        |
|---------------------------|------------------------|
| だいさんしゃいいん しめい<br>第三者委員の氏名 | れんらくさき でんわ<br>連絡先 (電話) |
| すがわら よしお<br>菅原 良男         |                        |
| ちば いわお<br>千葉 岩            |                        |
| おうみ ちづこ<br>黄海 千鶴子         |                        |

## 2) 虐待の防止について

じぎょうしゃ りようしゃとう じんけん ようご ぎゃくたい ぼうしとう つぎ かか ひつよう  
事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要  
な措置を講じます。

### ① 虐待防止に関する責任者及び担当者を選定しています。

|                                |              |                   |
|--------------------------------|--------------|-------------------|
| ぎゃくたいぼうし しょうせきにんしゃ<br>虐待防止等責任者 | かんりしゃ<br>管理者 | こすが けいこ<br>小菅 恵子  |
| ぎゃくたいぼうし しょうたんとうしゃ<br>虐待防止等担当者 | しゅさ<br>主査    | さいとう ますみ<br>斉藤 真澄 |

### ② 成年後見制度の利用の支援を行います。

### ③ 苦情処理体制の整備をしています。

### ④ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

⑤ 虐待防止等委員会を設置し虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証・再発防止策の検討等を行います。

⑥ サービス提供中に、当該事業所授業者又は養護者（利用者の家族等利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

### 3) 身体的拘束等の禁止について

事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の①～③の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容について記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

① 切迫性…直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。

② 非代替性…身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合。

③ 一時性…利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合。

(2) 事業所以外の相談窓口 事業所以外の相談・苦情受付窓口は下記のとおりです。

|                                   |                                              |              |
|-----------------------------------|----------------------------------------------|--------------|
| いちのせきし<br>一関市                     | ふくしかしょう 福祉課 障がい福祉係                           | 21-8355      |
|                                   | はないずみしよしみん ふくしか 花泉支所市民福祉課                    | 82-2215      |
|                                   | だいとうしよしみん ふくしか 大東支所市民福祉課                     | 72-4077      |
|                                   | せんまやしよしみん ふくしか 千厩支所市民福祉課                     | 53-3940      |
|                                   | ひがしやましよしみん ふくしか 東山支所市民福祉課                    | 47-4530      |
|                                   | むろねしよしみん ふくしか 室根支所市民福祉課                      | 64-3805      |
|                                   | かわさきしよしみん ふくしか 川崎支所市民福祉課                     | 43-2115      |
| ひら いずみ ちょう<br>平泉町                 | ふじさわしよしみん ふくしか 藤沢支所市民福祉課                     | 63-5304      |
|                                   | ほけん 保健センター                                   | 46-5571      |
| いわて けんしゃかいふくしきょうぎかい<br>岩手県社会福祉協議会 | いわてけんふくし うんえいてきせいかいじんかい<br>岩手県福祉サービス運営適正化委員会 | 019-637-8871 |

## 9. 法人の概要

ほうじん しゅべつおよ めいしょう  
法人の種別及び名称

しゃかいふくしほうじんいちのせきししゃかいふくしきょうぎかい  
社会福祉法人一関市社会福祉協議会

だいひょうしゃ しよくしめい  
代表者の職氏名

かいちょう はたけやま ひろし  
会長 畠山 博

しょざいちおよ でんわばんごう  
所在地及び電話番号

いわてけんいちのせきしじょうない ばん ごう  
岩手県一関市城内1番36号

0191-23-6020

ていかん もくてき さだ じぎょう  
定款の目的に定めた事業

- (1) しゃかいふくし もくてき じぎょう きかくおよ じっし  
社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) しゃかいふくし かん かつどう じゅうみん さんか えんじょ  
社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) しゃかいふくし もくてき じぎょう かん ちょうさ ふきゅう せんでん れんらく ちょうせいおよ じよせい  
社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) (1) から (3) のほか、しゃかいふくし もくてき じぎょう けんぜん はったつ はか  
に必要ひつよう じぎょう  
な事業
- (5) ほけんいりよう きょういく た しゃかいふくし かんれん じぎょう れんらく  
保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- (6) きょうどうぼきんじぎょう きょうりよく  
共同募金事業への協力
- (7) ボランティア活動かつどう しんこう  
の振興
- (8) ふくし りようえんじょじぎょう  
福祉サービス利用援助事業
- (9) せいかつふくししきん かしつけじぎょう  
生活福祉資金の貸付事業
- (10) たすけあい金庫きんこ かしつけじぎょう  
の貸付事業
- (11) しんぱい そうだんじぎょう  
心配ごと相談事業
- (12) いっぱんそうだんしえんじぎょう けいえい きほんそうだんしえん ちいきいこうしえん ちいきていやくしえん  
一般相談支援事業の経営（基本相談支援・地域移行支援・地域定着支援）
- (13) とくていそうだんしえんじぎょう しょうがいじそうだんしえんじぎょう けいえい  
特定相談支援事業・障害児相談支援事業の経営
- (14) しょうがいふくし じぎょう けいえい きょたくかいご かいごしえんじぎょうしょはないずみ かいごしえん  
障害福祉サービス事業の経営（居宅介護・介護支援事業所花泉、介護支援  
事業所大東、介護支援事業所東山、介護支援事業所室根、介護支援事業所藤沢  
じぎょうしょだいとう かいごしえんじぎょうしょひがしやま かいごしえんじぎょうしょむろね かいごしえんじぎょうしょふじさわ）
- (就 労働しゅうろうけいぞくしえん せんまや  
継続支援・千厩ワークプラザ)
- (15) にちじょうせいかつじりつしえんじぎょう  
日常生活自立支援事業

(16) 生活困窮者自立支援事業

(17) 子育て支援事業

(18) 老人居宅介護等事業の経営（ヘルパーセンター花泉、ヘルパーセンター大東、  
ヘルパーセンター東山、ヘルパーセンター室根、ヘルパーセンター藤沢）

(19) 老人デイサービス事業の経営（デイサービスセンター大東、デイサービスセ  
ンター興田、デイサービスセンター東山）

(20) 在宅介護支援センター事業の経営

(21) 移動支援事業の経営（介護支援事業所花泉）

(22) 地域包括支援センター事業の経営

(23) 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業の経営（デイサービスセンター  
室根）

(24) その他この法人の目的達成のため必要な事業

#### 公益事業

社会福祉事業法第26条の規定により、次の公益事業を行います。

(1) 居宅介護支援事業の経営（ケアプランセンター花泉、ケアプランセンター大東、  
ケアプランセンター興田）

(2) 訪問入浴介護事業の経営（訪問入浴センター東山、訪問入浴センター藤沢）

- (3) はないづみそうごう ふくし 花 泉 総合福祉センターのけいえい 経営
- (4) せんまやのうそんきんろう ふくし 千 厩 農村 勤労福祉センターのけいえい 経営
- (5) かわさきのうそんかいぜんかんきょう 川 崎 農村 改 善 環 境 センターのけいえい 経営

ぜんき とくてい しょうがいじ そうだんし えん じゅうようじこう へんこうこうもく せつめい  
前記、特定(障害児)相談支援についての重要事項の変更項目について説明いたしました。

れいわ ねん がつ にち  
令和 年 月 日

じぎょうしゃ  
事業者

しょざいち  
所在地

いわてけんいちのせきしじょうない ばん ごう  
岩手県一関市城内 1 番 3 6 号

めい しょう  
名 称

しゃかいふくしほうじんいちのせきししゃかいふくしきょうぎかい  
社会福祉法人一関市社会福祉協議会

じぎょうしょ  
事業所

めい しょう  
名 称

いちのせきしょうがいしゃせいかつし えん  
一関障害者生活支援プラザ

せつめいしゃ  
説明者

印

わたし とくてい しょうがいじ そうだんし えん じゅうようじこう へんこうこうもく せつめい う  
私は、特定(障害児)相談支援についての重要事項の変更項目について説明を受けま  
した。

れいわ ねん がつ にち  
令和 年 月 日

りようしゃ  
利用者

じゅう しょ  
住 所

し めい  
氏 名

印

だいにん こうけんにん たちあいにん だいひつしゃ ふようぎむしゃ  
(代理人・後見人・立会人・代筆者・扶養義務者)

じゅう しょ  
住 所

し めい  
氏 名

印

みもとひきうけにん  
(身元引受人)

じゅう しょ  
住 所

し めい  
氏 名

印